

おすすめよう！協働のまちづくり

八潮市 協働の手引き

あなたは、だれと協働（コラボ）する？



©ハッピーこまちゃん

～協働とは～

共通の目的の達成に向けて、立場や活動の異なる個人や団体が対等な立場で協力（コラボレーション）すること

はじめに

本市では、「まちづくりの主役は市民であり、市民と行政等が協働してまちづくりを推進する」という考えのもとまちづくりを進め、将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を目指しています。

この手引きは、協働によるまちづくりをさらに推進するため、協働の基本的な考え方や手順をわかりやすくまとめています。

目次



協働ってなんだろう？ 2 P

どうして協働が必要なの？ 2 P

協働にはどんなかたちがあるの？ 3 P

メリットとデメリットは？ 5 P

協働をうまく進めるコツはあるの？ 6 P



協働してみよう！ 7 P

- ① 協働する？しない？チャート
- ② 協働のかたちチャート
- ③ 協働の相手を決めましょう
- ④ 情報収集・相談してみましょう
- ⑤ 協働が終わったら
- ⑥ 八潮市との共催・後援

資料：協働のまちづくり推進事業助成金 12 P



協働ってなんだろう？

協働とは、共通の目的の達成に向けて、市民・市議会・行政が知識や経験、能力を持ち寄って役割を分担し、お互いに対等な立場で協力（コラボレーション）しながら活動することをいいます。

協働は、それ自体が目的ではなく、まちをより良くするための手段です。住んでいる人、働いている人、学んでいる人、市内で活動している人等が対等な立場で協力するなど、様々な協働のかたちが考えられます。



どうして 協働が必要なの？

少子高齢化やライフスタイルの変化などにより、地域が抱える課題は、従来よりも複雑になっています。中には、行政による一律的なサービスの提供では解決できないものもでてきました。

暮らしの満足度を高めるためには、市民が主体的にまちづくりに参画することで、地域が抱える課題を効果的に解決できる可能性があります。そのためのひとつの手段として協働が必要になっています。



協働には どんなかたちがあるの？

協働は、取り組む目的や活動の専門性、お互いの役割分担の割合などによって様々なかたちがあります。

課題の解決に向けて、最も有効なかたちを選ぶことが大切です。

例えば、市民の活動と、行政の活動（事業）は、それぞれの領域が重なり合う部分（協働の領域）があります（下図 ①～③）。

この部分は、市民と行政がそれぞれの特性を活かし、協働することで課題の効果的な解決が期待できます。

●協働の領域（イメージ）

活動領域	市民の活動領域	← 協働の領域 →			行政の活動領域
	市民が主体となって独自に事業を行う領域	① 市民が主体となって行う事業に、行政が協力する領域	② 両者が特性を生かして、互いに協力しながら事業を行う領域	③ 行政が主体となって行う事業に、市民が協力する領域	行政が主体となって独自に事業を行う領域
かたち	—	○事業協力 ○後援 ○補助	○情報提供・意見交換 ○共催 ○実行委員会	○参画 ○委託	—
活動例	・町会自治会活動 ・ボランティア活動	・美化活動 ・防犯活動	・市民まつり	・パブリック・コメント ・審議会 ・指定管理	・行政処分 ・各種許認可

: 市民の活動領域
 : 行政の活動領域

●協働の領域ごとの協働のかたち

協働の領域 ①～③	事業協力	人材やノウハウ、物品等を持ち寄って、お互いが協力できる範囲のなかで、協力すること。
	情報提供 ・意見交換	お互いの持つ情報を提供することや、意見を交換すること。
	参画	行政における政策の立案や実施・評価の各段階で、市民から提案・意見を受けることにより、市民が行政の決定に主体的に関与すること。
協働の領域 ①	後援	市民が行う事業の趣旨に、行政が賛同しその事業を支援すること。
	補助	市民が行う事業に対し、行政が費用を負担し支援すること。
協働の領域 ②	共催	ある事業を2者以上が共に主催者となり協力して実施すること。企画や運営、人材や物品の持ち寄りなど、役割分担して取り組む。
	実行委員会 (協議会など)	ひとつのテーマや目的に関係する団体などが、行政とともに実行委員会や協議会を組織し事業を行い、目的を達成すること。
協働の領域 ③	委託	行政が実施すべき事業について、より高い専門性・先駆性・柔軟性・技術力などを持つ市民・団体に委ねること。



メリットと デメリットは？



協働によって、次のようなメリットとデメリットが考えられます。

メリット

(1) 八潮市全体にとって

- ・地域が抱える課題が解消され、暮らしの満足度が高まる。
- ・市民が主役となったまちづくりが進む。

(2) 市民（市民活動団体等）にとって

- ・新たな仲間やネットワークができる。
- ・新たな発見や経験が得られる。
- ・団体のイメージアップや信頼性の向上につながる。
- ・活動内容が認知され、活動範囲が広がる。

(3) 行政にとって

- ・市民の活力を市政に活かすことができる。
- ・複雑・多様なニーズに対して、行政のみでは難しい、きめ細やかで柔軟な事業展開が期待できる。
- ・多くの市民と関わることで様々な市民ニーズが把握できる。

デメリット

- ・本来の目的や主体性が鈍る場合がある。
- ・協議・調整に時間がかかる。
- ・協働相手の持つルール（団体規約や事務取扱など）によっては、活動が制限される場合がある。

協働をうまく進める コツはあるの？



協働をスムーズに進めていくためには、対等なパートナーとして協力し合うことが大切です。

お互いに次の原則を理解してから取り組むと良いでしょう。

協働を進めるために大切なこと

1.目的を共有しましょう	1つの目的に向かって、お互いに助けあいながら進めましょう。
2.お互いを理解しましょう	お互いに立場や特性を尊重し、認めて理解しましょう。
3.対等でいましょう	上下や依存する関係ではなく、自立した対等なパートナーとして協力し合いましょう。
4.透明性を守りましょう	事業計画や情報などは、他の人にもわかりやすく説明できるようにしましょう。
5.公平・公正にしましょう	一緒に事業を計画するときは、みんなの立場が平等になるようにしましょう。
6.評価しましょう	事業を開催したら、アンケートなどをもって、参加した人を含む多くの人たちにも評価してもらいましょう。
7.郷土愛をもって取り組みましょう	私たちのまち、八潮を住みやすいまちにしたいと思いながら活動しましょう。

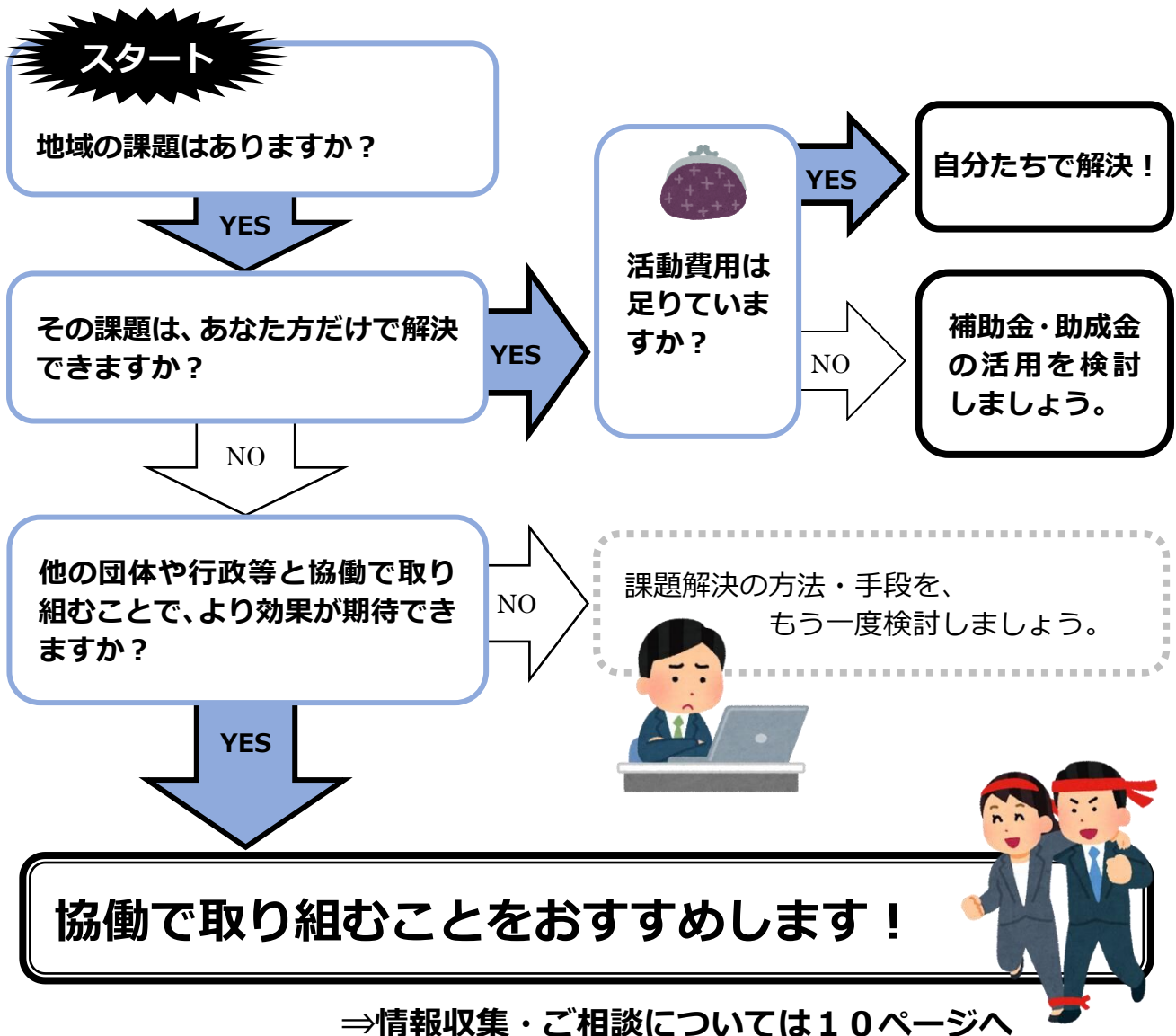




協働してみよう！

① 協働する？しない？チャート

地域が抱える課題について、協働という手段が、解決に向けて効果的なのかチャートで考えてみましょう。

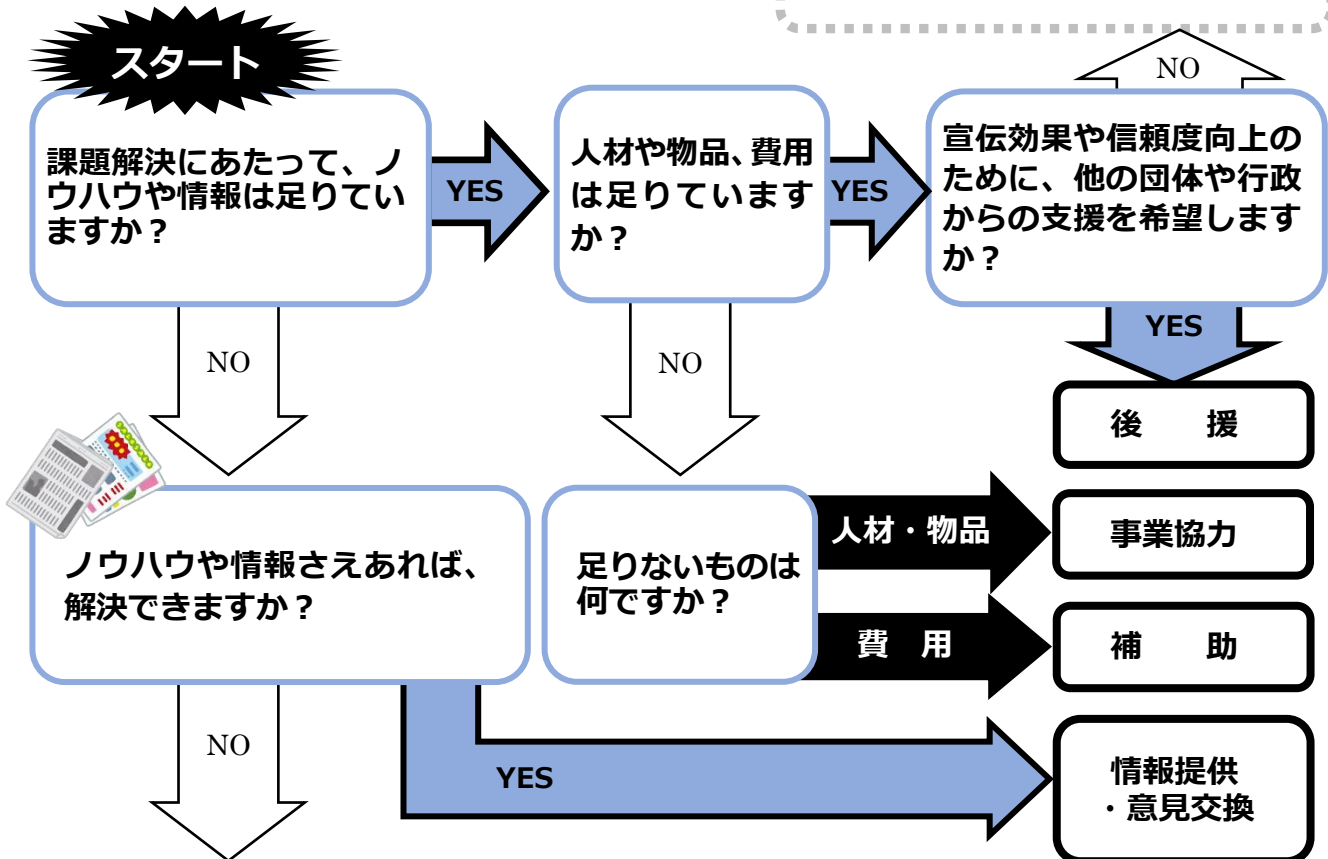


⇒情報収集・ご相談については10ページへ

② 協働のかたちチャート

次に、課題解決のためにどのような協働のかたちがふさわしいのか考えてみましょう。

前ページのチャートに戻って、協働について、もう一度検討しましょう！



課題解決にあたって、次の A と B のうち、より効果が期待できる取り組み方法はどちらですか？

A : 他の団体や行政などと共同で、手段やプロセスを考え、取り組む
(協力団体で役割分担し、それぞれの団体から人材・物品・費用・ノウハウなどを持ち寄る)

B : 今回の課題に関係する他の団体や諸機関と組織を立ち上げ、組織内で協力して手段やプロセスを考え、取り組む
(組織内で役割分担し、組織として人材・物品・費用・ノウハウを持つ)

A

共 催

B

実行委員会 (協議会など)

③ 協働の相手を決めましょう

一定の期間協力するパートナーとして、どのような相手であれば効果的に課題解決や目標達成につながるのか、よく検討し選ぶことが大切です。



●たとえば、こんな協働相手が考えられます。

市 民	ボランティアや市民活動に関心のある方、すでに自発的に活動している方
N P O (Non-Profit Organization)	地域や社会が抱える課題や国際問題など公益的な目的に取り組む、営利を目的としない民間団体
ボランティア団体や 市民活動団体	地域や社会が抱える課題について、市民やボランティアが自発的・主体的に活動する団体
地域の地縁により 構成される団体	町会・自治会やこれに関連する団体（子ども会・婦人会・老人会、地域防災組織など）
企 業	社会貢献活動を行う企業
公共・公益機関	公共的・公益的な活動をする機関（社会福祉施設、地域包括支援センター、電気・ガス・水道・鉄道会社、医療機関、警察・消防、公益法人など）
教育機関	小中学校、高等学校、大学・大学院、専門学校、大学等附属研究所など
行政・議会	八潮市役所、八潮市議会など
そ の 他	協働をコーディネートする組織（市民活動支援コーナー、八潮市ボランティアセンターなど）

④ 情報収集・相談してみよう

あなたが考える地域の課題の解決に、協力してくれる仲間がいない場合、もっと広い範囲で探せば見つかるかもしれません。もしかしたら、あなたと同じ課題に既に向き合っている人もいるかもしれません。

「仲間を探したい」「協働相手を探したい」「協働が初めてで不安」など、お困りでしたら、市民活動支援コーナー（やしお生涯学習館2階）へ気軽にご相談ください。協働をスムーズに進めるためのアドバイスや相談、支援を行っています。

また、市民活動支援コーナーでは気軽に利用できるフリースペースやポスター掲示板やチラシラック、印刷機や紙折り機などが使用できますので、ご活用ください。（営利・政治目的でないことなど一部制限があります）



↑市民活動支援コーナー（やしお生涯学習館2階）

ご相談は、次の場所でお受けします。

市民活動支援コーナー （やしお生涯学習館2階）	電話：048-994-1000
市民協働推進課 （市役所2階）	電話：048-996-2016
八潮市ボランティアセンター （八潮市社会福祉協議会）	電話：048-995-3636

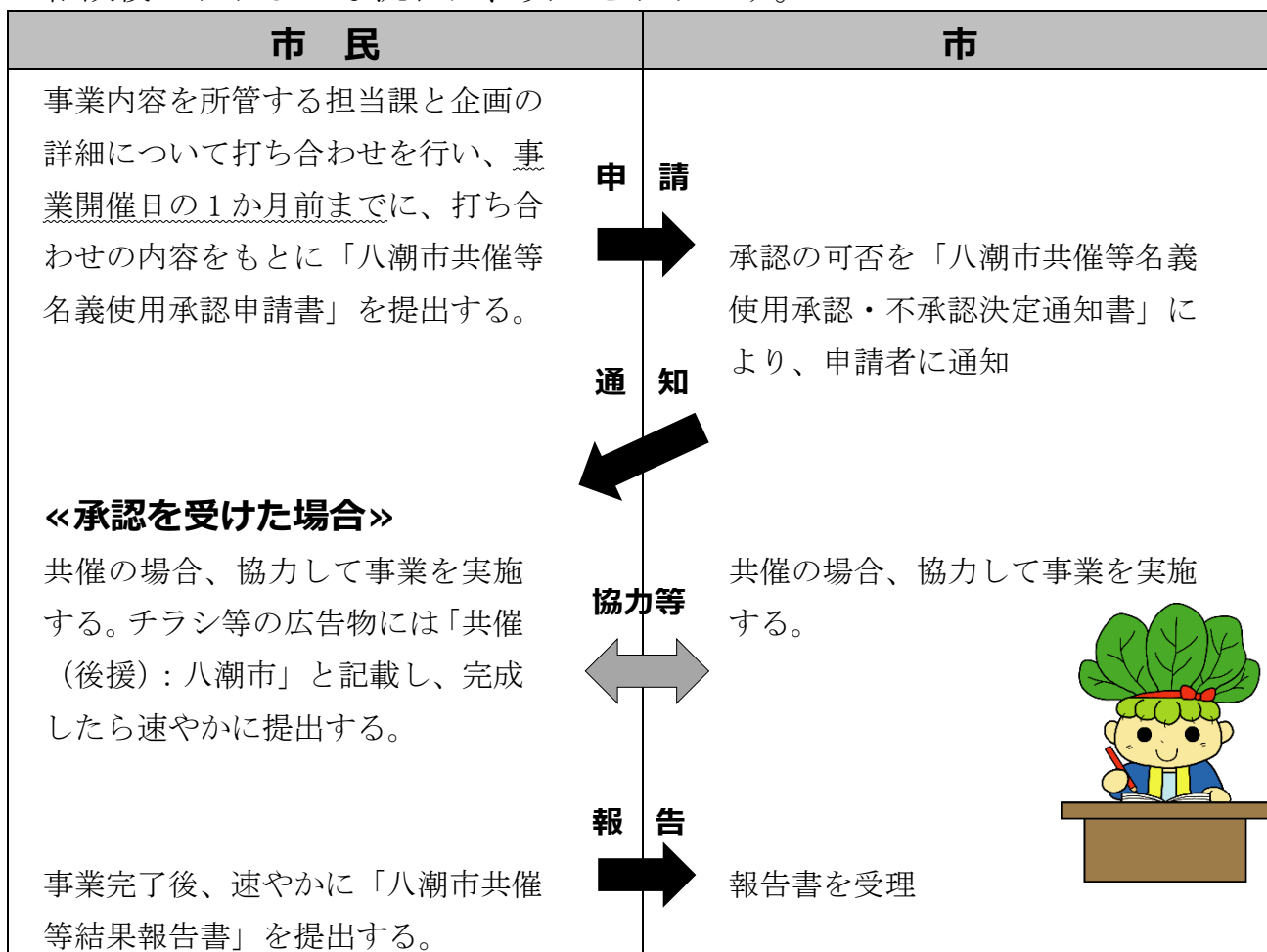


⑤ 協働が終わったら

協働が終わったら、良かった点や悪かった点をお互いに振り返りましょう。目的は達成できたか、スタート時期や役割分担は適切だったか、協働によってお互いの特性を活かしたかなど、次回の協働がより良いものになるヒントを共有することが大切です。

⑥ 八潮市との協働（共催・後援）

地域の課題解決などについて、市との協働を希望する際、担当課がわからない場合は、市民活動支援コーナー又は市民協働推進課へご相談ください。相談後のおおまかな流れは、次のとおりです。



※事業の内容によっては協議に時間を要する場合があります。

資料：協働のまちづくり推進事業助成金

八潮市は、市民団体がそのノウハウを活用して自主的・自発的にまちづくりの課題に取り組む事業に対して、その経費の一部を助成します。

募集概要

●対象団体

市内に事務所または活動場所がある5人以上の団体
(構成員の半数が市内在住・在勤・在学していること)

●対象事業

健康・福祉、子どもの健全育成、防災・防犯、景観、環境、観光、産業、芸術、文化・スポーツなどの公益性のある事業

(例：他団体と協働するイベントや、講演会・講座・ワークショップ・コミュニティカフェの開催、市内全域を対象としたアンケートやニーズ調査、市内団体のネットワーク化に関する事業など)

●助成額

発足3年以上の団体：対象経費の2/3 (限度額10万円)

発足3年未満の団体：対象経費 (限度額5万円)

(年数は交付年度の4月1日時点)

●募集時期

4月頃

●審査会

市民活動推進委員会の会議開催時(5月頃)に、
10分程度の事業説明をしていただきます。

●募集要項配布先

市民協働推進課(市役所2階)、市内公共施設



※申込期限や提出方法など、詳細は交付年度の募集要項
(例年、4月上旬より配布開始)をご確認ください。

【編集】 八潮市市民活動推進委員会

【刊行】 令和3年12月（初版）

【問い合わせ】 八潮市 市民活力推進部 市民協働推進課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048-996-2111(内線328) FAX 048-995-7367

Eメール shiminkyodo@city.yashio.lg.jp